

国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則

平成 17 年 10 月 1 日制定

平成 21 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 1 月 1 日改正

令和 3 年 3 月 24 日改正

令和 4 年 3 月 22 日改正

令和 4 年 9 月 27 日改正

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 34 条第 2 項に基づき、国立大学法人富山大学に勤務する職員の介護休業及び介護部分休業に関し、必要な事項を定める。

(介護休業)

第 2 条 要介護状態にある家族（以下「対象家族」という。）の介護を希望する職員は、対象家族 1 人につき常時介護を必要とする状態に至るごとに通算して 186 日の期間内において、介護休業をすることができる。

2 対象家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 父母（実父母又は養父母をいう。以下同じ。）

(3) 子（実子又は養子をいう。以下同じ。）

(4) 配偶者の父母

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

(7) 孫

(8) 職員と同居している者で次に掲げる者

イ 父母の配偶者

ロ 配偶者の父母の配偶者

ハ 子の配偶者

ニ 配偶者の子

(介護休業の適用除外者)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、期間を定めて雇用される職員は、介護休業をすることができない。ただし、介護休業開始予定日から起算して 93 日を経過する日から 6 か月を経過する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの。）が満了することが明らかでない者に限り、介護休業をすることができる。

(介護休業相談員)

第 3 条の 2 本学に、介護休業の申し出について相談を受け、必要な連絡調整及び周知徹底を行うため、介護休業相談員を置くものとし、人事課長が指名する者をもって充てる。

(介護休業の申出手続等)

第4条 介護休業をすることを希望する職員は、介護休業をしようとする一の期間について、その初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）を明らかにして、原則として、当該介護休業開始予定日の1週間前の日までに介護休業申出書（別紙様式1-1）により大学に申し出るものとする。

2 前項において、申し出た日から起算して1週間以内の日を介護休業開始予定日とする希望があった場合は、大学はその希望日以後申出の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間で、介護休業開始予定日を指定することができる。

3 大学は、介護休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。

4 大学は、第1項の申出があった場合には、速やかに介護休業申出書を提出した職員に対し、介護休業取扱通知書（別紙様式1-2）を交付しなければならない。

（介護休業終了予定日の変更）

第5条 介護休業の申出をした職員は、介護休業期間変更申出書（別紙様式2-1）により、介護休業終了予定日の1週間前の日までに大学に申し出ることにより、介護休業終了予定日後の日に変更することができる。

2 前項に規定する介護休業終了予定日の変更は、特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 前項の「特別の事情」とは、介護休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該介護休業に係る対象家族について再度介護休業をしなければその介護に著しい支障が生じたときをいう。

4 前項による介護休業終了予定日の変更は1回に限るものとする。

5 大学は、職員から第1項の申出があった場合には、速やかに介護休業期間変更申出書を提出した職員に対し、介護休業期間変更等通知書（別紙様式2-2）を交付しなければならない。

6 第4条第3項の規定は、介護休業終了予定日の変更の申出について準用する。

（介護休業申出の撤回等）

第6条 介護休業の申出をした職員は、介護休業開始予定日の前日までに、介護休業撤回申出書（別紙様式3-1）を大学に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

2 大学は、職員から前項の申出があった場合には、当該介護休業撤回申出書を提出した職員に対し、速やかに介護休業撤回確認通知書（別紙様式3-2）を交付しなければならない。

3 第1項により介護休業申出の撤回がなされた場合、当該撤回に係る対象家族についての介護休業申出については、当該撤回後になされる最初の介護休業の申出を除き、大学は、これを拒むことができる。

4 介護休業の申出後介護休業開始予定日の前日までに、対象家族の死亡等により当該介護休業の申出に係る対象家族を介護しないこととなったときは、当該介護休業の申出はなかったものとする。

（介護休業期間の終了）

第7条 介護休業をしている職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、介護

休業はその事由が生じた日（第4号及び第5号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。

(1) 介護休業申出に係る対象家族の死亡

(2) 離婚、婚姻の取消し、離縁等による介護休業申出に係る対象家族との親族関係の消滅

(3) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業申出に係る対象家族を介護することができない状態になったこと。

(4) 産前休暇又は産後休暇が始まったこと。

(5) 育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業が始まったこと。

2 前項各号（4号及び5号を除く。）に該当することとなった職員は、介護休業期間終了申出書（別紙様式2-1）により遅滞なく大学に届け出なければならない。

3 第4条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

（介護休業期間中の身分等）

第8条 介護休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

（介護休業期間中の給与）

第9条 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 前項にかかわらず、介護休業期間中の6月1日又は12月1日において、当該日以前6月の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員には、国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）に基づき、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を支給する。

（国家公務員共済組合掛金の取扱い）

第10条 介護休業により給与が支払われない月における国家公務員共済組合掛金の被保険者負担分は、職員に請求するものとし、職員は、文部科学省共済組合富山大学支部が指定する日までに支払うものとする。

（職務復帰）

第11条 職員は、第7条第1項各号に該当することにより介護休業が終了した場合（第7条第1項第5号に該当した職員が当該事由が終了した後、引き続き介護休業を取得する場合を除く。）又は介護休業期間が満了したときには、原則として、当該介護休業直前の部署及び職務に復帰するものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第12条 職員は、介護休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

（介護部分休業）

第13条 職員で対象家族を介護する者は、当該対象家族を介護するため1日の労働時間の一部について勤務しないこと（以下「介護部分休業」という。）ができる。

2 介護部分休業は、対象家族が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において分割して取得することを可とし、正規の労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて4時間を超えない範囲内で、職員が行う介護の状態から必要とされる時間について、30分単位で行う。

（介護部分休業の申出手続）

第14条 介護部分休業を取得しようとする職員は、介護部分休業を開始しようとする日の

1 週間前の日までに、2 週間以上の期間について一括して介護部分休業申出書（別紙様式 4-1）により、大学に申し出なければならない。

2 第 4 条第 3 項の規定は、前項の申出について準用する。

（他の休暇との関係）

第 15 条 職員は、介護部分休業の前後において、国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則（以下「労働時間規則」という。）に規定する年次休暇、病欠休暇又は特別休暇の取得を請求する場合には、介護部分休業を取り消ししなければならない。

2 前項の取り消し手続きは、当該休暇を大学が承認したことをもって、介護部分休業が取り消されたものとして取り扱う。

（介護部分休業中の給与）

第 16 条 介護部分休業している時間については、その勤務しない 1 時間につき、給与規則に規定する勤務 1 時間あたりの給与額を減額する。

2 前項に規定するほか、介護部分休業をしている職員の給与の取扱いについては、給与規則による。

（準用規定）

第 17 条 第 6 条（介護休業申出の撤回等）、第 7 条（介護休業期間の終了）及び第 12 条（不利益取扱いの禁止）の規定は、介護部分休業について準用する。

附 則

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行日の前日までに、旧富山大学法人、旧富山医科薬科大学法人及び旧高岡短期大学法人の職員として在職し、介護休暇又は介護部分休業をしている職員又は介護休暇又は介護部分休業の承認を請求している職員については、施行日以後、新たにこの規則による申出は要しない。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

介護休業申出書

申出年月日 年 月 日										
国立大学法人富山大学長 殿										
	請求者 所 属 職 名 氏 名									
次のとおり介護休業を申し出ます。										
1. 申出に係る対象家族	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>続 柄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 居・別 居 の 別</td> <td> ☐ 同居 ☐ 別居 </td> </tr> <tr> <td>介護が必要となった時期</td> <td> 年 月 日 </td> </tr> </table>	氏 名		続 柄		同 居・別 居 の 別	☐ 同居 ☐ 別居	介護が必要となった時期	年 月 日	
氏 名										
続 柄										
同 居・別 居 の 別	☐ 同居 ☐ 別居									
介護が必要となった時期	年 月 日									
2. 対象家族の状態及び 具体的な介護内容										
3. 申出に係る介護 休業期間	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">年 月 日 から</td> <td style="width: 30%;">年 月 日 まで（日数： 日）</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>年 月 日 から</td> <td>年 月 日 まで（日数： 日）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; padding-top: 10px;"> 既に介護休業した期間と合わせた日数： 日 </td> </tr> </table>	年 月 日 から	年 月 日 まで（日数： 日）		年 月 日 から	年 月 日 まで（日数： 日）		既に介護休業した期間と合わせた日数： 日		
年 月 日 から	年 月 日 まで（日数： 日）									
年 月 日 から	年 月 日 まで（日数： 日）									
既に介護休業した期間と合わせた日数： 日										
4. 既に介護休業した 期間	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">年 月 日 から</td> <td style="width: 30%;">年 月 日 まで（日数： 日）</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>年 月 日 から</td> <td>年 月 日 まで（日数： 日）</td> <td></td> </tr> </table>	年 月 日 から	年 月 日 まで（日数： 日）		年 月 日 から	年 月 日 まで（日数： 日）				
年 月 日 から	年 月 日 まで（日数： 日）									
年 月 日 から	年 月 日 まで（日数： 日）									
5. 備 考										

○事務担当者記入欄

受理年月日	年 月 日	
申出日の翌日から 1 週間を経過する日		年 月 日
申出のあった介護休業開始予定日		年 月 日

介 護 休 業 取 扱 通 知 書

年 月 日

殿

国立大学法人富山大学長

○ ○ ○ ○ 印

年 月 日付けで申し出のありました介護休業の介護休業期間を下記のとおり取扱いますので、通知します。

記

介護休業期間

年 月 日 から

年 月 日まで

年 月 日

介護休業期間変更等通知書

年 月 日

殿

国立大学法人富山大学長
○ ○ ○ ○ 印

年 月 日付けで申し出のありました 介護休業開始予定日 の 変更
介護休業終了予定日

については、下記のとおり取り扱いますので、通知します。

記

変更前の介護休業期間	年 月 日 から	年 月 日
変更後の介護休業期間	年 月 日 から	年 月 日

介護休業撤回申出書

申出年月日 年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

(申出者)所属.....

職名

氏名 _____

国立大学法人富山大学に勤務する職員の介護休業等に関する規則第6条に基づき、年
月 日付けで申し出を行った介護休業の撤回を申し出ます。

介 護 休 業 撤 回 確 認 通 知 書

年 月 日

殿

国立大学法人富山大学長

○ ○ ○ ○ 印

年 月 日付けで申し出のありました介護休業の撤回については、申し出のとおり取り扱いますので、通知します。

介護部分休業申出書

申出年月日 年 月 日		
国立大学法人富山大学長 殿		
(申出者) 所属 _____ 職名 _____ 氏名 _____		
下記のとおり介護部分休業を申し出ます。		
1. 対象家族の状況		
・ 氏 名		
・ 続 柄		
・ 同居・別居の別	同居 ・ 別居	
・ 対象家族の状態 及び具体的な介 護内容		
2. 申出期間		
年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
3. 申出に係る状況		
・ 1 と同じ家族に ついて介護部分 休業の申出を撤 回したことが	ない ・ ある (再度申出の理由)	
・ 1 と同じ家族に ついて介護部分 休業をしたこと が	ない ・ ある → 初回の開始日 年 月 日	
4. 備 考		

* 介護部分休業の申し出を取り消す場合は、その旨を裏面に記入すること。

○事務担当者記入欄

受理年月日	年 月 日
決裁年月日	年 月 日

4-1裏面

[illegible]